

委託契約書（総価契約）（案）

委託業務名	森林経営管理意向調査その他業務（7-1）
履行場所	佐伯区湯来町大字多田
委託期間	令和7年 月 日から令和8年2月27日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
契約金額の請求（期限）	請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して30日以内に支払請求書を提出するものとする。
支払期日（期限）	契約代金の支払期日（期限）は、業務が完了した日から起算して60日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検査完了期日（期限）	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
契約保証金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第30条第1号又は第3号に該当する場合は免除
その他の契約事項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特約条項	なし
適用除外事項	契約保証金を免除した場合は、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第16条適用除外
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
 公益財団法人広島市農林水産振興センター  
 理事長 萬ヶ原 伸二

受注者